

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第5号

平成20年鳥取県内水面漁場管理委員会告示第3号(コイの持ち出し等を禁止する水域の範囲について)の一部を次のように改正する。

平成20年6月17日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 山崎 賀津 雄

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後	改正前
1及び2 略 3 1及び2以外の水系のうち次に掲げる水域 (1)～(12) 略 (13) 伯耆町岸本の砂田橋上流側を上流端とする野本川 (14) <u>米子市福万と西伯郡伯耆町須村における米子市伯耆町界より下流の佐陀川</u> (15) <u>西伯郡伯耆町須村の荒神様池から取水する出口井手</u> (16) <u>出口井手と福岡井手の合流点より下流の福岡井手</u> (17) <u>西伯郡伯耆町福岡原の福岡池及びそれより取水するすべての用水路並びにそれらに接続するすべての用水路</u>	1及び2 略 3 1及び2以外の水系のうち次に掲げる水域 (1)～(12) 略 (13) 伯耆町岸本の砂田橋上流側を上流端とする野本川及び野本川と佐陀川の合流点より下流の佐陀川本流